

豊橋市地域防災計画
豊橋市水防計画
資料編

(令和7年5月修正)

豊橋市防災会議

豊橋市

目次

I	豊橋市の自然条件	
1.	地形・地質	(防災危機管理課) 1
2.	気候	(通信指令課) 2
(1)	月気温	2
(2)	月湿度	2
(3)	月降水量	2
(4)	最多風向	3
(5)	月平均風速	3
(6)	月別日最大降水量の記録	3
(7)	日最大降水量の順位	3
II	豊橋市の社会的・経済的条件	(防災危機管理課) 4
III	災害	
1.	気象災害	5
(1)	風害	(防災危機管理課) 5
(2)	水害	(防災危機管理課) 5
(3)	高潮	(防災危機管理課) 6
(4)	過去の主な風水害	(防災危機管理課) 7
(5)	台風の大きさと強さの階級分け	(防災危機管理課) 9
(6)	土石流	(河川課) 9
(7)	山崩れ・がけ崩れ	(河川課) 9
(8)	塩害	(中部電力パワーグリッド株式会社、農業支援課) 9
2.	火災	(消防救急課) 10
IV	防災上注意すべき自然的・社会的条件	
1.	河川の状況	11
(1)	国土交通省管理河川(一級河川)	(国土交通省豊橋河川事務所、河川課) 11
(2)	愛知県管理河川(一級河川・二級河川)	(県東三河建設事務所、県三河港務所、河川課) 11
(3)	豊橋市管理河川(準用河川・普通河川)	(河川課) 12
2.	河川等注意箇所(重要水防箇所)等	14
(1)	河川注意箇所(重要水防箇所)	(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、 河川課、消防本部総務課、中・南消防署) 14
(2)	ため池注意箇所(重要水防箇所)	(河川課、消防本部総務課、中・南消防署) 19
(3)	防災重点農業用ため池	(河川課) 20

(4) 海岸注意箇所	（県東三河建設事務所、県三河港務所、農業支援課、 消防本部総務課、中・南消防署）	21
3. 大雨浸水対策事業及び大雨浸水注意箇所		22
(1) 大雨浸水対策事業	（河川課）	22
(2) 大雨浸水注意箇所	（河川課、下水道整備課）	23
(3) 低地域分布状況	（河川課、消防本部総務課）	23
4. 津波危険地域	（防災危機管理課）	24
5. 事前避難対象地域	（防災危機管理課）	25
6. 土砂災害警戒区域等		26
(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	（河川課）	26
(2) 急傾斜地崩壊危険区域	（河川課）	35
7. 山地災害危険地区	（農業支援課）	36
8. 土砂・山地災害区域内の避難行動要配慮者関連施設	（農業支援課、河川課）	37
9. 砂防指定箇所	（河川課）	37
10. 道路注意箇所	（土木管理課、道路維持課）	37
11. 貯木場	（県三河港務所）	37
12. 危険物（石油類等）大量保有事業所	（予防課）	38
13. 毒物・劇物大量保有事業所、製造所	（愛知県）	38
14. 煙火製造所	（予防課）	38
15. 高圧ガス等大量保有事業所	（予防課）	38
16. 放射性物質保有事業所	（予防課）	39
17. ガス施設	（サーラエナジー株式会社）	39
18. 家屋密集地域（火災注意箇所）	（消防救急課、中・南消防署）	40
19. 中高層建築物	（予防課）	40
20. 地下建築物等		41
(1) 地下通路（横断地下道路）	（土木管理課、道路維持課）	41
(2) 地下建築物	（予防課）	41
21. 都市計画における地域の指定		42
(1) 用途地域	（都市計画課）	42
(2) 防火地域及び準防火地域	（都市計画課）	42
(3) 土地区画整理事業施行箇所	（区画整理課）	42
(4) 公園緑地	（福祉政策課、公園緑地課）	43
22. 港湾施設		43
(1) 航路	（みなと振興課、県三河港務所）	43
(2) 泊地	（みなと振興課、県三河港務所）	43
(3) けい留施設	（みなと振興課、県三河港務所）	43
23. 要配慮者利用施設（避難促進施設）		44
(1) 洪水浸水想定区域・高潮浸水想定区域	（防災危機管理課、長寿介護課、障害福祉課、	

福祉政策課、子育て支援課、保育課、保健医療企画課、住宅課、学校教育課、生涯学習課)	44
(2) 土砂災害警戒区域……………(防災危機管理課、長寿介護課、障害福祉課、保育課、保健医療企画課、学校教育課、生涯学習課)	54
(3) 津波災害警戒区域……………(防災危機管理課、長寿介護課、障害福祉課、福祉政策課、保育課、保健医療企画課、住宅課、学校教育課、生涯学習課)	55
24. 浸水想定区域内に立地し、申出のあった大規模工場等……………(防災危機管理課)	58

V 防災上必要な施設・設備等

1. 気象等観測施設、設備等……………	59
(1) 雨量観測所……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、通信指令課)	59
(2) 水位観測所……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、防災危機管理課)	59
(3) 潮位・水位観測所……………(国土交通省豊橋河川事務所、県三河港務所)	59
(4) 風向、風速観測所……………(通信指令課)	60
(5) 気象観測所……………(防災危機管理課、通信指令課)	60
(6) 地震観測所……………(防災危機管理課、通信指令課)	60
2. 消防施設・設備等……………	60
(1) 消防庁舎、消防機械配置……………(消防本部総務課、消防救急課)	60
(2) 消防団人員・機械器具……………(消防本部総務課)	61
(3) 化学消火剤(消火原液)の備蓄……………(消防本部総務課、予防課)	61
(4) 流出油防除資器材……………(環境保全課、予防課)	62
(5) 消防水利……………(消防本部総務課)	62
3. 通信施設・設備等……………	63
(1) 市主要災害通信施設……………(防災危機管理課、通信指令課)	63
(2) 放送施設……………(広報広聴課)	67
(3) その他の通信施設……………(防災危機管理課)	67
4. 水防施設・設備及び水防区域等……………	68
(1) 水防倉庫及び水防資器材……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、防災危機管理課)	68
(2) 水防屯所(消防団詰所)……………(消防本部総務課)	71
(3) 水防用救助器具……………(消防救急課、中・南消防署)	72
(4) 移動用応急排水ポンプ……………(防災危機管理課、道路維持課、河川課)	72
(5) 水防用発電機・投光機……………(消防救急課、中・南消防署)	73
(6) 排水ポンプ場等……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河農林水産事務所、県三河港務所、河川課)	74
(7) 巡視及び警戒分担区域……………(河川課、公園緑地課、中・南消防署)	83
5. 救助救護施設・設備等……………	95
(1) 救助機械器具……………(消防救急課、中・南消防署)	95
(2) 救護班連絡体制……………(保健医療企画課)	97

(3) 産業基地応急救護所	（防災危機管理課、保健医療企画課）	97
(4) 応急救護所	（防災危機管理課、保健医療企画課）	97
(5) 災害拠点病院	（防災危機管理課）	97
(6) 災害拠点精神科病院	（保健医療企画課）	97
(7) 救出用資器材等備蓄	（防災危機管理課）	98
6. 避難所・避難場所等		99
(1) 指定避難所	（防災危機管理課、文化課、市民協働推進課、長寿介護課、福祉政策課、 障害福祉課、教育政策課、生涯学習課）	99
(2) 避難場所等	（防災危機管理課、情報企画課、文化課、市民協働推進課、こども未来館、 河川課、住宅課、公園緑地課、上下水道局、消防本部総務課、教育政策課、 生涯学習課、図書館、市民病院管理課、県東三河総局）	105
(3) 指定緊急避難場所	（防災危機管理課）	117
7. 清掃用施設・設備		132
(1) ごみ関係	（廃棄物対策課、収集業務課、資源化センター、埋立処理課、下水道施設課）	132
(2) し尿関係	（廃棄物対策課、収集業務課、下水道施設課、防災危機管理課、 公園緑地課、教育政策課、国土交通省）	133
8. 水道施設・設備等		135
(1) 上水道施設	（浄水課）	135
(2) 給水用資器材	（防災危機管理課、公園緑地課、営業課、浄水課、水道管路課）	137
(3) 下水処理場及びポンプ場	（下水道施設課、下水道整備課）	138
9. 給食施設	（保健給食課）	145
10. 防災活動拠点		146
(1) 広域防災活動拠点	（公園緑地課）	146
(2) 地域防災活動拠点	（公園緑地課、農業企画課）	146
(3) 地区防災活動拠点	（公園緑地課、農業企画課）	146
(4) 市街地防災活動拠点	（公園緑地課）	146
(5) 臨海広域防災活動拠点	（県三河港務所）	146
(6) 災害復旧用オープンスペース候補地一覧	（防災危機管理課）	147
11. 救援物資の受入基地	（文化課、商工業振興課、スポーツ課）	154

VI 必要物資の備蓄・調達

1. 備蓄場所（防災備蓄倉庫）	（防災危機管理課）	155
2. 備蓄品		155
(1) 食料備蓄品	（防災危機管理課）	155
(2) 生活備蓄品	（防災危機管理課）	156
(3) 乳児用備蓄品	（防災危機管理課、こども保健課）	156
3. 調達品		157
(1) 食品調達	（防災危機管理課、農業支援課）	157

(2) 日用品調達	(防災危機管理課)	157
4. 薬品衛生材料備蓄		158
(1) 備蓄医薬品等	(防災危機管理課、保健医療企画課)	158
(2) 包帯材料備蓄	(防災危機管理課)	160
(3) 医薬品等調達	(防災危機管理課、保健医療企画課)	161
5. 避難所等備蓄品等	(防災危機管理課)	161
(1) 第一指定避難所		161
(2) 第二指定避難所		162
(3) 福祉避難所		162
(4) 津波防災センター		162
(5) 津波の浸水区域避難所		162
(6) 避難支援場所防災倉庫		162
(7) 帰宅困難者等支援施設		162
(8) 帰宅困難者等一時支援施設		162
VII 建設機械（道路復旧、障害物除去、火災等に使用するもの）の保有・調達		
1. 建設機械の保有数	(環境政策課、道路維持課)	163
2. 建設機械等の調達		163
(1) 掘削機械等	(土木管理課)	163
(2) クレーン車	(防災危機管理課、消防救急課)	163
VIII 輸送用車両等の状況		
1. 車両稼働予定数		164
(1) 市有車両	(資産経営課)	164
(2) 営業用車両	(豊橋陸運協会)	164
2. 災害時におけるバス利用に関する協定締結先	(防災危機管理課)	164
3. ヘリコプター発着可能場所		165
(1) 愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場	(消防救急課)	165
(2) 緊急時ヘリコプター離発着可能場所	(防災危機管理課)	165
IX 災害時相互応援及び物資供給協力等協定		
1. 消防相互応援協定	(消防救急課)	166
2. 災害時相互応援協定	(防災危機管理課)	166
3. 水道応援協定等	(経営課、営業課、浄水課、水道管路課、 下水道施設課、下水道整備課)	166
4. 廃棄物災害時相互応援協定	(環境政策課、廃棄物対策課、資源化センター)	168
5. 輸送協定	(防災危機管理課、商工業振興課)	169
6. 災害復旧協定等	(防災危機管理課、土木管理課、建築課、公園緑地課、消防救急課)	169

7. 医療応援協定等	(防災危機管理課、保健医療企画課、市民病院管理課、 医療情報課、生活衛生課)	169
8. 物資協定等	(防災危機管理課、農業支援課)	170
9. その他の協定等	(防災危機管理課、情報企画課、市民税課、政策企画課、広報広聴課、 市民課、市民協働推進課、安全生活課、多文化共生・国際課、福祉政策課、保健医療企画課、 環境保全課、商工業振興課、産業政策課、河川課、住宅課、会計課、 消防救急課、長寿介護課、土木管理課、教育政策課、保健給食課)	171

X 防災関係機関災害対策活動組織

1. 中部地方整備局豊橋河川事務所(風水害対策支部運営要領・地震災害対策支部運営要領)	177
2. 愛知県災害対策本部東三河方面本部(東三河方面本部等実施要領)	193
3. 愛知県豊橋警察署(警備本部の組織及び所掌事務)	205
4. 西日本電信電話株式会社東海支店(災害対策本部体制)	206
5. サーラエナジー株式会社(東三河支社、豊橋供給センター、BS豊橋事業所)、サーラ E&L 東三河株式会社 (緊急出動体制表)	207
6. 中部電力パワーグリッド株式会社豊橋支社(防災本部の構成)	208
7. 豊橋鉄道株式会社(災害対策本部組織図)	208

XI 関係法・条例等

1. 豊橋市防災会議	209
(1) 豊橋市防災会議条例	210
(2) 豊橋市防災会議委員名簿	211
(3) 豊橋市防災会議運営要綱	212
(4) 豊橋市災害対策本部条例	215
(5) 豊橋市地震災害警戒本部条例	216
2. 災害対策基本法(抄)	217
3. 気象業務法(抄)	238
4. 大規模地震対策特別措置法	242
5. 原子力災害対策特別措置法(抄)	253
6. 水防法	258
7. 豊橋市自主防災組織	273
(1) 豊橋市自主防災組織設置推進要綱	273
(2) 豊橋市自主防災組織設置助成要綱	276
8. 災害救助法施行細則	277
9. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	292
10. 避難指示等の判断基準	300
(1) 三類型の避難指示等一覧	300
(2) 水害	300

(3) 高潮災害	304
(4) 土砂災害	305
(5) 津波災害	305

XII 関係資料

1. 地震関係	307
(1) 地震現象	307
(2) 日本における主な被害地震	313
2. 通信関係	322
3. 通報連絡先	323
(1) 防災関係機関 (防災危機管理課)	323
(2) 市関係部局 (市役所・消防署所等)	324
(3) 農業協同組合等 (農業支援課、農業企画課)	324
(4) 県及び消防庁への連絡先 (防災危機管理課)	325
4. 地域防災計画付図	
(1) 緊急輸送道路図	図 1
(2) 愛知県の活断層の分布状況	図 2
(3) 防災関係位置図 (市北部)	図 3
(4) 防災関係位置図 (市南部)	図 4
(5) 家屋密集地域 (火災注意箇所)	図 5